



2025年12月18日

各 位

会社名 扶桑電通株式会社
代表者名 代表取締役社長
有富英治
(コード: 7505、東証スタンダード)
問合せ先 管理本部長兼経営企画室長
下山万里子
(TEL. 03-3544-7211)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下、「本自己株処分」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年1月14日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 13,700株
(3) 処分価額	1株につき 1,798円
(4) 処分価額の総額	24,632,600円
(5) 割当予定先	当社の取締役(※1) 4名 9,300株 ※1 監査等委員である取締役および社外取締役を除く。 当社の役付執行役員(※2) 2名 4,400株 ※2 2025年9月30日現在、役付執行役員であった者で取締役を兼務する役付執行役員を除く。

2. 処分の目的および理由

当社は、2017年11月16日開催の当社取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入することを決議し、また、2017年12月21日開催の当社第72期定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額60百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は440,000株(当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、上限株式数220,000株から440,000株に調整しております。)を上限とすることおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間を30年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度においては、2025年10月1日以降、対象取締役のほか当社の役付執行役員(2025年9月30日現在、役付執行役員であった者で取締役を兼務する執行役員を除く。以下、「対象役付執行役員」といい、対象取締役および対象役付執行役員を、以下総称して「割当対象者」という。)に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を支給いたします。

本日、当社取締役会決議により、対象取締役については、当社第80期定時株主総会から2026年12月開催予定の当社第81期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、対象役付執行役員については、当社2026年度(2025年10月1日~2026年9月30日)に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である割当対象者に対し、金銭報酬債権24,632,600円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全

部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 13,700 株を割り当てるなどを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「割当契約」という。)を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、割当対象者が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるという本制度の導入目的を可能な限り長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は 30 年間としております。

3. 割当契約の概要

① 講渡制限期間

2026 年 1 月 14 日～2056 年 1 月 13 日

上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」という。)において、割当対象者は、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

② 講渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役および役付執行役員のいずれかの地位を退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由(任期満了等)がある場合を除き、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)を、当該退任または退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点(以下、「期間満了時点」という。)において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 講渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中継続して当社の取締役および役付執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由(任期満了等)により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役および役付執行役員のいずれかの地位を退任または退職した場合には、2026 年 1 月(割当対象者が対象役付執行役員の場合には、2025 年 10 月)から割当対象者が当社の取締役および役付執行役員のいずれかの地位を退任または退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数(ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。)に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該退任または退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取り扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、取締役については 2026 年 1 月から、対象役付執行役員については当社事業年度の開始月である 2025 年 10 月から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数(ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。)に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除す

るものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2025年12月17日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,798円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上